市第65号議案

横浜市河川占用料条例の一部改正

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

0

令和2年12月4日提出

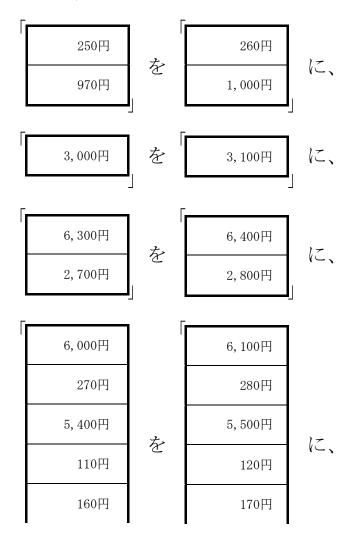
横浜市長 林 文 子

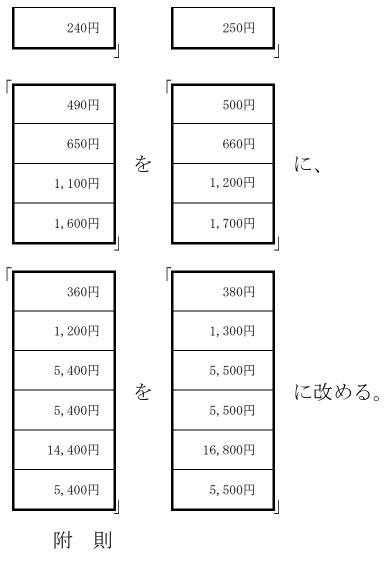
横浜市条例 (番号)

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例

横浜市河川占用料条例(平成12年3月横浜市条例第30号)の一部 を次のように改正する。

別表中





(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市河川占 用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料につ いては、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例 による改正後の横浜市河川占用料条例別表の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

提案理由

河川の土地占用料を改定するため、横浜市河川占用料条例の一部 を改正したいので提案する。

参考

横浜市河川占用料条例 (抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

別表 (第2条第1項)

種	et mil		別	単位	金額
	通 路	幅員が2.5メートル」	以下のもの	占用面積1平方	<u>260円</u> 250円
		幅員が2.5メートル	を超えるもの	メートルにつき 1年	<u>1,000円</u> 970円
	(2	省 略)	ı		(省 略)
	電柱	第 一 種	電柱		<u>3,100円</u> 3,000円
		(省	略)		(省 略)
		第 三 種	電柱		<u>6,400円</u> 6,300円
	電 話 柱	第一種電	 話 柱	1本につき1年	<u>2,800円</u> 2,700円
		(省	略)		(省 略)
		第 三 種 電	 話 柱		<u>6,100円</u> 6,000円
	その	他の	柱 類		<u>280円</u> 270円
	送	電	塔	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>5,500円</u> 5,400円
		外径が0.07メートル未満のもの			<u>120円</u> 110円
土地		外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの			<u>170円</u> 160円
占用料	水管、ガス	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>250円</u> 240円
	管、引水管	(省	略)		(省 略)

、排水管、 ケーブルそ の他の埋設	外径が0.2メート ル未満のもの	ル以上0.3メート	長さ1メートル につき1年	<u>500円</u> 490円
し、又は架設する物件	外径が0.3メート ル未満のもの	ル以上0.4メート		<u>660円</u> 650円
	外径が0.4メート ル未満のもの	ル以上0.7メート		<u>1,200円</u> 1,100円
	外径が0.7メートル以上1メート ル未満のもの			<u>1,700円</u> 1,600円
	(省	略)		(省 略)
橋りょう	幅員が2.5メート	トル以下のもの		<u>380円</u> 360円
IIII / & /	幅員が2.5メート	いルを超えるもの		<u>1,300円</u> 1,200円
桟	桟橋			<u>5,500円</u> 5,400円
鉄道、軌	道等の用に	供するもの	メートルにつき 1年	<u>5,500円</u> 5,400円
工事用施	設及び工事	用材料置場		<u>16,800円</u> 14,400円
その	他の	6 O		<u>5,500円</u> 5,400円
	(省	略)		

(備考省略)